

● 保護具について



etc.

化学品との接触や中毒等の労働災害の殆どが、①保護具を使用していない、②誤った保護具を使用した、など保護具に対する認識が希薄な事や、作業責任者及び作業者の取扱い物質の危険有害性の認識不足が災害要因となっています。

作業内容に応じて、適切な保護具を使用する事で、安全に作業をする事が出来ます。

保護具に関する情報は、「化学物質による薬傷・やけど対策について」として厚生労働省のWebサイトでも公開されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yakushouyakedo.html>

また、厚生労働省より「皮膚障害等防止用保護具選定マニュアル第3版」が第2版に耐透過性能一覧表や化学防護服の選定の考え方等を付け加えて、令和8年3月に発行されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001670143.pdf>

✚ 保安用品(保護メガネ、保護手袋、呼吸用保護具、その他)に関する情報

(公益社団法人日本保安用品協会)

<https://jsaa.or.jp/%e4%bf%9d%e5%ae%89%e7%94%a8%e5%93%81%e3%81%a8%e3%81%af/>

【保護手袋】

塩素系溶剤に長時間浸漬してもばく露防止できる手袋素材は、ほとんどありません。
更に、溶剤と長時間接触するような作業の場合、溶剤が手袋を浸透して、気付かない内に皮膚への接触(ばく露)となるケースも有ります。

まずは、手を溶剤に入れなくても済むように治具を使うなど、作業方法を工夫してください。
また、保護手袋は、目視で劣化していなくても定期的に交換して、ばく露を最小にするよう努めてください。

【呼吸用保護具】

使用する吸収缶には寿命、使用期限などが定められていますので、定期的に交換等を行ってください。また、酸素濃度によっては、空気呼吸器を使うべき場合がありますので、作業の内容、環境に応じて使い分け等を行うようにしてください。

化学防護手袋の選択、使用等について（厚生労働省通達）

このたび、特化則、安衛則の一部を改正する省令による、特化則の改正により、経皮吸収対策に係る規制強化をした事により、事業者及び作業者の責任体制の明確化、及び化学防護手袋の選択、使用等について通達が出されました。

特に、保護手袋は作業内容からやむを得ず、直接溶剤に触れる作業や触れる恐れのある作業を想定して、法律で使用が義務付けられています。

保護手袋の選定は、使用する化学品の種類・使用状況により、「浸透の危険性」がある点を事業者、作業者も十分理解する事が重要です。

（基 発 0 1 1 2 第 6 号 平成 2 9 年 1 月 1 2 日 通 達 厚 生 労 働 省 Web サイト）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0112-6_2.pdf

【注意】 選定する保護具は、作業内容により異なるのでここに記載した保護具はあくまでも参考です。保護具選定は、使用される側での責任の元で作業内容に応じて適切なものを選定して下さい。クロロカーボン衛生協会は、保護具選定における責任は一切関与致しません。